

宇和島市広告付き窓口案内システム導入事業に係るプロポーザル 質疑及び回答

番号	項目	質疑	回答
1	実施要領 4 参加資格 (3)	<p>宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年告示第12号）に基づく入札参加資格の認定は絶対条件でしょうか。本案件につきましては建築、土木のカテゴリーとは違い、弊社を含む参加を検討する企業が通常持たない資格かと思いません。</p>	<p>参加資格の条件となります。なお、当該要綱については、同要綱第11条に基づき業務委託等も適用範囲となっております。また、本回答時点において認定を受けていない場合には、参加申込書の提出期日であります令和2年12月22日までに当該認定に必要な申請書類一式を当市にご提出いただく必要があります。</p>